

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日)  
が、休日は、その翌日

## 目 次

◇ 告 示 結核予防法による指定医療機関の辞退

土地改良事業計画の適否の決定 (三件)

土地改良事業の認可 (四件)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (四件)

開発行為に関する工事の完了

◇ 選挙告示  
選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第二十九号

結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第二十六号) 第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第三十号

昭和五十一年十一月二十四日付けで西伯町から申請のあつた土地改良 (北方地区農業用排水) 事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第三十一号

昭和五十一年十一月二十四日付けで西伯町から申請のあつた土地改良 (

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和五十二年一月一日	日本パルプ健康保険組合 米子支部診療所	米子市車尾一、五〇〇

鴨部地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十二号

昭和五十一年十二月十一日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(大杉地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十三号

中山町から申請のあつた町営土地改良(下市駅南地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十四号

会見町から申請のあつた町営土地改良(砂田地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月十三日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第三十五号

羽合町から申請のあつた町営土地改良(光吉地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第三十六号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(杉地地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、郡家町から八頭中央都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年七月三十日 鳥取県指令受都計第四百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字ウツロ並びに覚寺字石前及び字横丁

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市寺町一三二番地

中国開発株式会社

代表取締役 林 利 夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和五十二年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年一月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十二年一月二十日(木) 午前十二時

二 場所 鳥取市永楽温泉町五五六 鳥取共済会館

三 議題 移動白ばら教室について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】